

	安全委員会	衛生委員会						
設置	<p>事業者は、次の業種及び規模の事業場ごとに、安全委員会を設けなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>使用労働者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【屋外業種及び屋内業種の一部】 林業、鉱業、建設業、運送業(道路貨物運送業、港湾運送業に限る)、清掃業、製造業(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限る)、自動車整備業、機械修理業 </td> <td>常時50人以上</td> </tr> <tr> <td> 【屋内業種及び屋外業種の一部】 運送業(上記以外の業種に限る)、製造業(上記以外の業種に限る)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業 </td> <td>常時100人以上</td> </tr> </tbody> </table>	業種	使用労働者数	【屋外業種及び屋内業種の一部】 林業、鉱業、建設業、運送業 (道路貨物運送業、港湾運送業に限る)、 清掃業、製造業 (木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限る)、自動車整備業、機械修理業	常時50人以上	【屋内業種及び屋外業種の一部】 運送業 (上記以外の業種に限る)、 製造業 (上記以外の業種に限る)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	常時100人以上	<p>事業者は、業種を問わず、常時50人以上の事業場ごとに、衛生委員会を設けなければならない。</p>
業種	使用労働者数							
【屋外業種及び屋内業種の一部】 林業、鉱業、建設業、運送業 (道路貨物運送業、港湾運送業に限る)、 清掃業、製造業 (木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限る)、自動車整備業、機械修理業	常時50人以上							
【屋内業種及び屋外業種の一部】 運送業 (上記以外の業種に限る)、 製造業 (上記以外の業種に限る)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	常時100人以上							
調査 審議 事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること ③ 安全に関する規程の作成に関すること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること ② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること ④ 衛生に関する規程の作成に関すること 等 						
委員 の 構成	<ul style="list-style-type: none"> ① 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者 ② 安全管理者のうちから事業者が指名した者 ③ 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者 	<ul style="list-style-type: none"> ① 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者 ② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者 ③ 産業医のうちから事業者が指名した者 ④ 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者 <p>※事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。</p>						
委員会 の 会議	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようしなければならない。 ② 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の内容を労働者に周知させなければならない。 ③ 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。 							